

京都市告示第235号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和3年1月4日付けで認可した向島北津田町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月16日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	松村 雅文	伊藤 勝哉
代表者の住所	京都市伏見区向島津田町 95番地70	京都市伏見区向島津田町 58番地20

(文化市民局地域自治推進室)